【使用基準】

【使用基準】	ず辛日に対すておって
ご意見の概要 <食用農作物及び飼料作物以外の作	ご意見に対する考え方
物の遵守義務> 1.食用農作物等以外の作物についても遵守義務とすること。	 食用農作物等だけでなく食用農作物以外の作物についても 農林水産大臣の登録を受けた農薬をそのラベルに表示された 使用方法を守って使用することが原則であり、指導の徹底を
敏症の原因物質の要因となってい	行います。 今般の使用基準の義務化では、今回の法改正の契機が、無登録農薬の販売、使用等により国民の「食」に対する信頼を大きく損ねたことであることから、残留農薬による人畜被害防止のため、食用作物及び飼料作物について、登録時に定められた適用作物、使用時期、総使用回数等の遵守義務違反に罰則を適用することとしたものです。
3.食用以外に使用する農薬の規制 が甘い。	
4.庭園の樹木に除虫菊乳剤3を使用したい。	農林水産大臣の登録を受けた農薬以外は使用を禁止されています。また、ラベルに表示された登録されている適用農作物等使用方法を守って使用していただくことが原則ですので、ラベルを良くご確認の上使用していただきたいと思います。
5.非食用作物に対して大量に農薬が使われており、散布の飛散による健康への影響や雨による流入、子供への悪影響が心配。	非食用作物についても、農林水産大臣の登録を受けた農薬の使用が義務づけられており、その使用方法を守って使用することが原則で、そのことについて指導していく考えです。
6.非食用作物に対して大量に農薬 を使った農地で後作に食用作物が 栽培されており、農薬の害が心配。	農薬は、土壌中における分解性も確認した上で登録されており、後作における残留性も登録されている農薬を使用方法を守って使用していれば問題ありません。なお、非食用作物についても登録農薬の使用が義務づけられており、その使用方法を守って使用することが原則であることから、そのことについて指導していく考えです。
< 遵守の努力要請基準 > 7.遵守の努力要請基準を罰則を科す基準とすること。 特に、航空機、水田、住宅地。	食用農作物等だけでなく食用農作物以外の作物についても 農林水産大臣の登録を受けた農薬をそのラベルに表示された 使用方法を守って使用することが原則であり、指導の徹底を 行います。 今般の使用基準の義務化では、今回の法改正の契機が、無
8.被覆を義務とすべき。	受録農薬の販売、使用等により国民の「食」に対する信頼を 大きく損ねたことであることから、残留農薬による人畜被害 防止のため、食用作物及び飼料作物について、登録時に定め られた適用作物、使用時期、総使用回数等の遵守義務違反に 罰則を適用することとしたものです。 なお、農薬の飛散防止や、水田からの流出防止についても
9.農薬の使用に係る記帳は努力規定となっているが「毒物」「劇物」「特定毒物」については必須義務事項とすべき。	今後、指導の徹底を図ってまいります。 一被覆については、事故を防止するために努力規定としたところであり、指導徹底を図ってまいります。 「毒物等」に該当するか否かに拘わらず、農薬使用者は使用を月日等を記帳するよう指導していく考えです。
10.「効果・薬害等の注意事項及び安全使用上の注意事項の遵守」も必要。	安全使用上の注意事項は、主に農薬使用に伴う安全確保を 目的としており、効果・薬害等散布者本人に不利益が発生す る注意事項違反に罰則をかけるのは適当ではないと考えます。
11.農薬が飛散することを」とあるが「何に対してなのか」「何処に対してなのか」が不明確であるので加筆補足する必要があるのではないか。	住宅地及び住宅地に近接する地域で農薬を使用する場合において、防除対象となる場所の周囲への飛散のことであり、趣旨は明確になっていると考えます。
12.化学合成農薬を使用した農産物・飼料に農薬を使用したことを表示することを義務にしてはどうか。	農薬取締法は、農薬について登録の制度を設け、販売及び 使用の規制等を行う法律であり、農産物等への表示に関する ご指摘のような規定をおくことはできません。 なお、農薬の適正使用を確認するために使用状況を記帳す

ることとしましたが、記帳された生産過程の農薬使用情報を 用いて生産者と消費者とのコミュニケーションが図られるこ とが望ましいことと考えています。

13.非農耕地での農薬使用者にも飛 散防止を義務づけるべき。

義務規定の考え方については、1.で申し上げたとおりです なお、水田や畑以外においても、人が栽培・管理する植物の 防除に薬剤を使用することは農薬の使用に該当することから

14.パブリックコメントを募集した 資料の の3の(1)~(6)については、以下のように義務とす 3.(1)有効期限を超 えた使用しない、(3)住宅地で は総合防除を行う、(4)帳簿へに頼らない防除も重要と考えます。 の記載、(5)、(6)とも対策を運動で適切な指導を行ってまいります 求める。

飛散防止に努めなければならないこととなります。 義務規定の考え方は1.で申し上げたとおりです。 なお、ご指摘の有効期限は、農薬の有効成分を保証する観点から設定しており、有効期限が切れたことで直ちに安全上

の問題が生じるものでないので、努力規定としたところです。 生活環境での農薬散布には特に注意が必要で、過度に農薬 に頼らない防除も重要と考えます。指導通知や農薬危害防止

記帳の義務化は、家庭菜園での使用を含む全ての農薬を使用する方々が対象となるので適切でないと考えます。

水産動植物に著しい被害を生 じた場合、 使用によって人畜に 被害を生じさせた場合、航空機を利用した農薬使用に伴う飛散で被害を生じさせた場合、止水を 要する農薬で必要な措置を講じな かった場合、 被覆を要する農薬 で必要な措置を講じなかった場合 に罰則を適用すべきである。

今回の法改正の契機が無登録農薬の販売、使用等により国民の「食」に対する信頼を大きく損ねたことであることから、 残留農薬による人畜被害防止のため、食用作物及び飼料作物 について、登録時に定められた適用作物、使用時期、総使用 だついて、 回数等を遵守しなければならないこととし(ご指摘の に該 当)、それ以外にも社会的要請が大きな分野について、 努力

16. 農薬使用者に容器・包装、 SDS記載事項を遵守することをまた、 義務化する。

(1)有効期限を過ぎた農薬を使用

しない。 (2)散布、 安全使用の注意事項に 反して使用しない。

して使用しない。

(4)適用に反して使用しない。

義務規定の考え方については、1.で申し上げたとおりです。

(1) 農薬の有効期限が切れたことで直ちに安全上の問題が 生じるわけでなく、罰則をもって使用禁止とすることは、適 切でないと考えております。

反して使用しない。 (2)ラベルの注意事項は、当然守るべきものです。しかし、 (3)廃棄についての注意事項に反 効果、薬害については、守らなかった場合に使用者自らが不 利益を受けるものであることから、罰則を伴う必要はないと 考えます。

(3)農薬の廃棄は、所有者の責任で行うのが原則です。関係法令を遵守して安全に廃棄するよう指導しているところで す。

) 食用農作物以外の農作物等においても、登録されてい る適用農作物等を守って使用していただくことが原則です。

<有機農業への配慮>

17.有機ほ場への飛散に対しても防 止するための必要な措置を講じる よう努める旨の規定を追加しては どうか。

18.「JAS 法によって認定されたまたは認定を受けようとする有機農業実践ほ場に対しては特に配慮す ること」を位置付けるべき。

19.有機ほ場、住宅地への飛散防止 措置を講ずることを位置付けるべ

20.有機ほ場への農薬飛散防止を省 令に追加するべき。

21.有機農業を育成するという視点 から見れば、後退であり、より有機認定者に配慮した省令(案)の 見直しをすべきである(住宅甪地 等)。

有機農業ほ場だけでなく、周囲のほ場や住宅地への農薬の 飛散は望ましいことではなく、指導通知や農薬危害防止運動 を通じて飛散の防止を指導してまいります。

22. J A S 有機で許容されている農 有機農産物の日本農林規格では、使用が認められている農 薬 については、その数が少ないの 薬についてその容器に表示された使用方法を遵守することが で、適用作物以外の使用も許可していただきたい。 定められています。 ん学合成農薬のように作物個々に残留基準を定める必要のない微生物農薬や天敵の適用作物については、現在「野菜」、 果樹」のようにグループ化を進めているところです。 23.上記のすべてに適用外使用が認 められない場合でも、農薬登録時に 高性試験の必要のない生物農薬 については、適用作物は含み生界 については、適用作物以外の使用 も許可していただきたい。 24.「無農薬野菜」は野放し状態で 独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて 表示調査の一環として、適宜モニタリングをし、「無農薬」と表示している農産物については買い上げを行い残留農薬等の分析を行っており、引き続きモニタリングに努めてまいります。 ある。「農薬を使っている無農薬 野菜」は必ず問題になってくる。 定期的な検査を農水省に望む。 ます。 <住宅地等での農薬散布規制> 家庭内における衛生害虫に対するくん蒸は、薬事法により 規制されることになりますので、農薬取締法に基づき禁止す ることはできません。なお、農産物に建物内でくん蒸により 農薬を使用する者は、農薬使用計画の提出を義務づけており 25.集合住宅地等でのくん蒸を、禁 止すべき。 安全性の確認された使用方法が遵守されるよう指導します。 山地、公園、教育、公共施設等においても、適切に病害虫防除を行うため農薬の使用は必要と考えておりますが、その際にも農薬の適正使用が確保されるよう細心の注意が必要であり、また、過度に農業に頼らない防除も重要と考えます。 26.山地、公園、教育 公共施設等 の樹木への農薬散布を原則禁止す べき。 指導通知や農薬危害防止運動で適切な指導を行ってまいりま 公園、街路樹への農薬散布については、農薬の適正使用の確保に加え、過度に農薬に頼らない防除が重要と考えます。 指導通知や農薬危害防止運動で適切な指導を行ってまいりま 27.公園、街路樹への化学農薬の使 用を減らす努力をするべき。 す。 28.街中での散布を規制すべき。 街中で街路樹、庭木等に農薬を使用する場合も、今回の法 改正により無登録農薬の使用は禁止されます。また、使用基 準には住宅地で農薬を使用する場合には、飛散を防止する措 置を講ずるように努める規定を明確に位置付けたところです。 29.余分な農薬をすわない権利をが だれにでもあると思いますが、飛 散防止を徹底するべき。 生活環境での農薬散布には、農薬の適正使用の確保に加え、 過度に農薬に頼らない防除も重要です。指導通知や農薬危害 防止運動で適切な指導を行ってまいります。 30.市街地等の農薬使用者に遵守義 義務規定の考え方は、1.で申し上げたとおりです。 務を課すべき。 一般的に農薬を使用する対象場所以外に農薬が飛散 なお、 するのは望ましくありませんが、特に住宅地等で農薬を使用する場合には、飛散を防止する措置を講ずることが重要であ 31.住宅地に近接する農地、空き地、 ることから、使用基準に明確に飛散防止に努めなければならない旨規定したところです。また、過度に農薬に頼らない防除も重要であり、指導通知や農薬危害防止運動で適切な指導 駐車場等における農薬使用につき | いいによりにおける農薬散布での健| を行ってまいります。もちろん無登録農薬を使用することは 康被害をなくすため厳しい規制を していただきたく思います。 厳重な規制を課すべき。 33.「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を 使用する者は、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を 講ずるよう努める」となっていて、 努力要請であって、被害が起きて も罰則がないことは、日常生活環 境における農薬使用に甘いものと なっている。 34.農薬を使用するすべての場合に ついて、一般住民が飛散による被 害を被らないための厳しい措置が

必要である。	
35.自治体による農薬の散布は、必要性を調査した上で行うこと。	従来より農薬の適正使用を指導しているところであり、自治体においても、必要な時期に適切な方法で農薬を散布していると認識しておりますが、改めて使用基準の周知を通じてその徹底を図っていきたいと考えています。
36. 食用作物以外の住宅地や生活環境における農薬規制を行い、罰則をかけて欲しい。	住宅地等で農薬を使用する場合には、飛散を防止する措置 を講ずるように努めることとしたところです。生活環境での 農薬散布には特に注意が必要で、過度に農薬に頼らない防除 も重要です。指導通知や農薬危害防止運動で適切な指導を行 ってまいります。
37.学校や公共施設・設備では害虫の駆除は、まず物理的作業による、又アセスメントを要するものとすること。	学校の校庭等で農薬を使用する場合等でも、散布が必要な場合にのみ適切な方法で農薬を散布することが必要で、児童や公共施設等の利用者に健康被害を生じないよう細心の注意を払うことは当然であります。なお、学校の校舎、建物内の衛生害虫駆除に使用する薬剤は農薬ではありませんので、薬事法により規制されることとなります。
38.シロアリ駆除や芝生、庭木さらに公園、街路樹、道路・排水路への各種除草剤・駆除剤の使用について規制がない。	ジロアリ駆除剤や道路・排水路への使用薬剤は農薬取締法の規制対象外であり、他の法律で必要な措置が講じられることとなりますが、芝生、庭木、公園、街路樹など、人が栽培・管理する植物の病害虫防除(除草を含む)は農薬取締法の対象です。したがって、農薬登録のない薬剤を使用した場合には罰則がかかります。
<健康被害に対する罰則 > 39.健康被害を与えた場合の罰則を追加するべき。	農薬使用者の故意又は過失により、農薬の散布が原因となって人の身体を傷害したことが明らかであれば、傷害罪になると考えられるので、改めて農薬取締法に罰則を規定する必要はないと考えます。
40. 化学物質過敏症患者に配慮した、生活環境での農薬散布に対する規制が全くなっておらず、罰則をかけるべきである。 41.アレルギー、過敏症の人から散布の中止等要望があったときに必ず配良した必要な措置を講じなければならない規定を設けるべきである。	生活環境での農薬散布には特に注意が必要で、過度に農薬に頼らない防除方法も重要と考えています。特に、飛散防止については、指導を徹底する考えです。 現在の科学的知見では、個々の化学物質といわゆる化学物質過敏症との因果関係を明確にすることは困難な状況にあり、知見の集積に努める必要がありますが、農薬使用者と住民の間で農薬使用に関する話し合いが必要な場合も考えられ、農薬危害防止運動等啓発活動を通じて農薬使用者に働きかけていきたいと考えております。
< 希釈液での販売> 42.希釈液のみを販売、量的制限を 設ける。	希釈液のみを販売するとなると、運搬が困難になるといった問題が生じると考えます。 農薬の使用に当たっては、ラベルに記載された事項を守って使用することが原則であり、希釈倍数等も遵守するよう指導に努めるほか、食用農作物、飼料作物に対する使用に当たっては、農薬の濃度や使用量の遵守を義務としたところです。
43.危険な薬剤なので希釈して販売すべき。	希釈液のみを販売するとなると運搬が困難になるといった問題が生じると考えます。また、一般家庭園芸用のスプレーなど既に希釈された農薬も販売されています。しかし、農薬は、様々な試験を行い安全性の確認をした上で登録されており、希釈されて販売されている農薬であっても安全性が確保されるには適正な使用方法を守ることが必要です。
<経過措置・適用拡大> 44.マイナー作物への罰則の適用を 配慮すべき。	マイナー作物については、農薬の適用が少ないため、当分の間、都道府県により要望が取りまとめられた農薬について、安全な範囲での使用方法であることと、必要に応じ農薬の残留度合いを検査する等の対策がとられることを前提に、使用が承認される経過措置を置くこととしております。
45.経過措置を削除すること。	昨年、無登録農薬の流通、使用が広範囲に行われていたことが判明し、国民の「食」に対する信頼性が損なわれたことを背景に、農薬の使用に関して、短期間で非常に厳しい罰則が設けられました。法改正の趣旨に鑑み、厳格に制度を適用

	する考えです。しかし、マイナー作物は、栽培面積が少ないため、農薬の適用申請をする農薬メーカーが少なく、直ちに遵守義務を適用すると、病害虫が発生した場合に登録農薬を使用できず、その地域の農作物等の農業生産に著しい支障が生じるおそれがあります。このため、データ整備を行い農薬の適用拡大を行う間、安全な使用方法で安全確認努力を行う条件で経過措置を置いております。
46.マイナー作物登録では、生産者の使いたい農薬の申請がなされるか不透明である。	経過措置に係る農薬については、登録を取るよう指導して まいります。
47.経過処置に係る申請は、条件が厳しく要望者は残留毒性試験薬害薬効試験を実施し、におりにをっておりてもなっておりできまた。とになっておりでといる。 は甚だ負担が大きく、要望が非メーカーに登録申請義務がなければ、あまりにも生産者は不利。	農薬の登録には、安全性等を確認する試験成績が必要です。 データがそろえば登録変更を行うよう指導してまいります。
する措置を十分確保すること。	経過措置に係る申請があった際には、安全性に最大限配慮した使用方法により農薬を使用することと残留等の安全性を確認することを前提に承認することとしており、また農薬使用者に対しても指導を行うなど、安全性に配慮しております。
が、登録が品種毎となっているため使用できなくなる。今後も多様な品種のブドウにジベレリン等の使用ができるようにされたい。	植物成長調整剤が品種毎の登録となっているのは、品種毎に効果の現れ方が極端に異なったり、薬害発生の懸念があるためです。 現在、薬害発生については使用者の自己責任で対処することを前提として、品種指定を取りやめることについて検討調整を進めております。メーカーの合意が得られたものについて品種の指定を取りやめています。
	試験研究に該当するかどうかは栽培規模で規定されるものではありません。また、販売することを目的として栽培されるものについては、試験研究目的とはいえません。
	適用拡大には試験成績が必要であることから、都道府県を始め関係者と連携して試験成績の整備を進めていくこととなります。
52.ブドウでジベレリンに登録の取れていない品種に使用する場合、 当面、県に届出をすることで使用 できるようにされたい。	経過措置による対応が可能と考えられるので、県にご相談ください。
53.作物が同じでも、トマトやミニトマト、ピーマンやししとうのように大きさが異なっているのに適用が同じなのはなぜか。	トマトやミニトマト、ピーマンやししとう等、これまで同一作物としてきたもののうち、残留量が異なることが明らかとなったものについては、分けて登録することとしています。
54.ほうれん草、小松菜、春菊などは植物学上の位置付けは異なるが栽培方法や利用部位は同じである。これらについては植物学上の分類ではなく、栽培方法等着目したグループ化とされたい。	農薬の残留性は植物代謝や植物体内での移動性によって異なる場合があることから、単に栽培方法や利用部位によって同一グループとするわけにはいかないと判断しています。
	約300作物は農薬適用拡大が要望された作物数で、このうち出荷量が3万トン以下をマイナー作物と呼び、その数は約250作物でした。データ集計が可能な77作物の合計出荷量は約34万トンです。詳しくは、平成14年12月26日に開催された「農薬使用基準に関する農林水産省検討会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合」の資料の中で公表しております。

56.ピーマンととうがらしの農薬を 同一のものとされたい。	ピーマンととうがらし等では、その形態の違い等から農薬の残留量に違いが出ることが示されたため今回、分離して登録することとしたところです。今後、とうがらし類への適用に向け、関係者と連携して登録に必要なデータの整備を進めて行くこととしています。
57.マイナー作物については、今までどのような栽培方法がとられてきたのか。 農薬を使用していたとしたらどのような農薬が使用されていたのか。その中で適用外使用はどれか。	従来から、マイナー作物であるかどうかに拘わらず、農作物の栽培に当たっては、登録のある農薬を使用するよう、都道府県を通して指導を行ってきたところですが、同一作物でも気象条件や病害虫の発生状況等により農薬の使用状況は異なることから、個々の防除実態については承知していません。
58.適用外使用に罰則が科せられる 段階になって、急に300もの作 物について、一気に新たな農薬適 用拡大を図らねばならない理由は なにか。	農薬登録申請の際には、申請者である農薬メーカーが薬効・薬害・残留性等の試験成績を提出することが義務付けられています。生産量の少ない作物等に対する適用拡大の登録申請は、採算面での課題もあり、進まない側面があったと考えられますが、産地における農業生産の継続には登録農薬の確保が不可欠であり、これが適用拡大を図る理由と考えられます。なお、適用拡大は、データ等から安全性が確保できるものについてのみ行っているものです。
59.いままで適用のための試験がなされた結果、薬害や残留性に問題があり適用拡大にいたらなかった農薬についてのネガティブデータを公表されたい。	登録申請者が行った試験の段階で薬害や登録保留基準に該当する作物残留があった場合には当該データは適用拡大の申請には採用されなかったと考えられるため、当方にはそのデータが提出されることはありません。
60.グループ化の根拠となるデータを示して、消費者の意見を聞かれたい。	植物学的な類似性、作物の形状等を考慮してグループ化することを考えています。 平成14年12月26日の「農薬使用基準に関する農林水産省検討会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合」の資料中で作物群設定の考え方を示したところです。なお、合同会合の際に消費者関係の委員の意見も伺っているところです。
61.農作物をグループ化した場合、 農作物毎に設定されている食品衛 生法による残留基準との整合性に ついては、どのように考えるのか。	作物群によっては、参照すべき残留農薬基準が複数ある場合があります。このような場合、当該作物群に対する農薬の使用方法は、参照する基準のうち最小のものを満たすものとするか、あるいは、この作物を除外した作物群とすることにより残留農薬基準との整合を図ることとしています。
	例:非結球あぶらな科葉菜類は、残留農薬基準の「こまつな」、「きょうな」、「ケール」、「その他のあぶらな科野菜」にまたがるが、例えば、「こまつな」の基準が極めて小さいか、あるいは設定されていない場合は、「非結球あぶらな科葉菜類(こまつなを除く)」とする。
62.マイナー作物への農薬適用拡大が実施された場合、農薬使用量はどの程度増加すると考えられるか。	マイナー作物の栽培面積は多く見積もっても全耕地面積の3%程度であることから、農薬使用量の変化は少ないと考えています。
63.外国での作物グループ化と農薬適用の関係はどうか。	CODEXや諸外国でも残留性が類似した作物を群として取り扱う方法が取られていると承知しています。
64.作物別ではなく、あぶらな科、 ゆり科などの科目で登録できない か。	原則として、作物のグループ化を検討する際に植物学的な類似性を考慮する必要があると考えているところですが、同一科に属する作物であっても、形態が大きく異なる場合、食用として利用する部位が異なる場合、栽培方法等が異なる場合もあり、それぞれが農薬の残留性に影響することから、植物学的な分類のみで作物のグループ化を行うことは適切でないと考えます。
65.土壌消毒剤の適用拡大を求める。残留農薬は皆無だと思料する。	土壌消毒剤の適用拡大についても、都道府県をはじめ関係 者と連携して試験成績の整備を進めていきます。
66.ほうれん草や春菊のような葉菜 類には農薬の登録が少なく、また、 最近では、従来は加害しないとさ	マイナー作物への農薬の適用拡大に必要な作物残留試験や 薬効・薬害試験について関係者と連携して整備を進めていく こととしています。なお、食の安全確保の観点から登録のな

れていた害虫の被害があるなどに | い農薬の使用は不適切と考えます。 より、登録されている農薬だけで | は防除が困難となっている。柔軟 な対応を要望する。

67.熱帯性植物や花類のような種類 の多いものはどのような適用を受 けるのか。

非食用作物については、多様な植物に適用が可能となるよう、適用作物名を「花き(草本植物)観葉植物」や「樹木(木本植物)」とすることについて、薬害は使用者の自己責任で対処することも含め、農薬メーカーと検討しているところで

68.マイナー作物について、 経過措 し地域農業の発展を目指している 生産者には非常に厳しく、生産意 欲を削ぐこととなる。

マイナー作物に対して使用可能な登録農薬を確保するため 置を定めるだけで、あとはメーカ 都道府県をはじめ関係者と連携して適用拡大に必要な試験成次第ではマイナーな作物で産地化 績の整備を進めていくこととしています。食の安全確保のた めには、安全性の確認された登録農薬の使用が不可欠であり、 登録のない農薬を使用して、産地が消費者の信頼を失う事態 は避ける必要があることにもご留意いただきたいと考えます。

69.ローズマリーは、第二葉菜類の 「その他の葉菜類」に分類される か。

ルッコラ、ルッコラ・セルバチコ、マスタードグリーマスタードレッドは、非結球アブラナ科葉菜類のグルー ・ グループ登録された農薬があればこれを使用できます。 その他は、原則として、食用に供する作物の部位で判断することとしております。「葉」の部分を食用にする場合は、概ね第二葉菜類に分類され、特定の作物名が記載されていな 紹り場合は、「その他」に分類されます。

70.ルッコラ、みず菜、マスタードグリーン、マスタードレッド、紹菜、グリーンリーフ、コスレタス、エンダイブ、レッドビートは、第二葉菜類の「その他の葉菜類」に 分類されるか。

71.ハーブを「その他の葉菜類」に 分類して下さい。

73.ハーブを栽培しています 農薬が使用できるよう配慮願いま

用いたします。 これらは経過措置 の区分で第二葉菜類の(その他の 葉菜類)に分類されることでよる しいでしょうか。

75.ロケット、ディル、レモングラ ス、チャービル、パイナップルミ ント、エスタラゴン、サラダバー

ネット、オゼイユ、ルッコラ・セ ルバチコ、ルッコラ・セルバチコ とロケットの交配種、マスタード 他の葉菜類」ですか。 「その他の根菜類」として、ヤー コン、黒大根、紅芯大根。 「その他の果菜類として」ズッキ ーニの実及び花、プッチーニ。 76.経過措置の分類にハーブは具体 的品目として挙げられていません。 経過措置の品目に明記、又は、そ の他の葉菜類に分類してください。 77.現在ハーブは外の野菜に比べ流 通量か少なく農薬メーカーは登録 世皇が少なく辰栄スーガーは豆酥に消極的であり、経過措置以後ハーブを含めマイナー品目の安定生産、安定供給の支障になる可能性があるので、安全性を確保し、適応拡大を図ってほしい。 78.ミント、バジル、パセリ、チャービルは第 2 葉菜類の「その他の 葉菜類」に分類されるでしょうか。 79.モロヘイヤ、バジル、ルッコラ、 マス<u>タード</u>は、第2葉菜類のその 他の葉菜類でしょうか。 80.ニガウリは、第2果菜類のその そのとおりです。 他の果菜類でしょうか。 81.「その他」に含まれていない場 概ね含まれることになると考えておりますが、万一含まれ 合どうなるのでしょうか。 ない場合は、経過措置が適用にならないことになります。 省令では、「当分の間」としておりますが、早急に農薬の 82.経過措置の期間はどのくらいで 登録に必要な安全性等を確認するための試験成績が整備され すか。 るよう推進し、経過措置に基づき農林水産大臣に要望提出さ 83.経過措置は何頃まで、続けられれた農薬については、試験成績が揃った段階で登録を取るよ うメーカーを指導し、経過措置はなるべく短期間で終了する るのか。 考えです。 |84.その書式は、申請の方法はどう │ 農林水産省生産局長通知で規定することとしております。

なっていますか。	その規定に基づき都道府県知事に要望を取りまとめていただ き農林水産大臣に提出することとしています。
85.承認された経過措置の適用範囲は。	都道府県毎に承認することになります。農産物の収穫後、安全性を確保する観点から必要に応じて農薬の残留分析を行う必要があることから、どこで使用されているか把握されている必要があり、要望した者のみが使用可能となります。
86.罰則適用の経過措置は、農薬取締法で措置すべきである。	今回初めて遵守すべき基準を省令で定めることとなり、食用農作物等に農薬を使用する場合は農林水産大臣による農薬登録時に適用された作物と、経過措置として同大臣が承認する作物としたところです。
<使用方法等> 87.使用基準とは何ですか。	農薬の使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準として、今般の農薬取締法の改正で設けられました。守らない場合に罰則が適用されます。
88.農薬使用者とは。	直接農薬を使用する人をいいます。
89.農薬の使用基準の内容を詳細に提示するべき。	今般の農薬取締法の改正で、農薬使用者に対し罰則を受ける措置が導入されました。使用基準の内容については、具体的にはパブリックコメントでお示ししたとおりです。
90.「90.「中では、1000年)の、「1000年)の、「1000年)の、「1000年)の、「1000年)の、「1000年)の、「1000年)の、「1000年)の、「1000年)の、「1000年)のでは、1000年)のでは、1000年)のでは、「1000年)のでは、1000年)	の作物残留試験は必要ありません。
される作物・作型についての総使	の準備期間を含む。ただし、果樹、茶等の永年生作物にあっ
92.変更前のラベルに記載されている方法で使用しても罰則適用にならないような措置をしてください。	変更登録に際しては、インターネットや各販売店への登録 変更一覧の配布によって広くお知らせするようにします。
93.残留等に問題のない農薬(生物農薬、食品由来農薬、フェロモン)等は「野菜」や「豆類」等の大きな区分で登録するべきだと思われる。その際、残留等に問題のない農薬の使用回数は、その登録された区分の全ての作物のことを考えて決めるべきである。	しております。 現在、可能な範囲で適用作物をグループ化した登録を推進 しているところです。
94.「使用量」とは、殺虫・殺菌剤の「10 アール当たりの散布液量」も対象となるのでしょうか。	ここでいう使用量は、粉剤、粒剤等の固体の製剤を使用するときの量を規定しています。 散布液量は、農作物の大きさ等で異なることが考えられることから希釈倍数で規定することになりますので、「10 アール当たりの散布液量」は使用量の対象とはなりません。

95.例えば、「播種前」にしか適用 の無い畑作除草剤や土壌処理殺菌 殺虫粒剤等を、慣行で「播種後」 に散布していた場合、今後この使 農薬のラベルに記載された使用時期以外での使用は、違反 となり罰則の対象となります。 地域に関してご意見の例では、 残留の問題ではなく薬効薬 害の問題と考えられますので、罰則の対象とはなりません。 用時期での使用は罰則対象なので 農薬使用基準は、農薬を使用する方々に守っていただきた い事項を取りまとめたものであり、その一部については、罰 しょうか。また、北海道にしか適 用地帯の無い農薬を青森で使用し 則を伴うものとしたところです。 市地帯の無い農業を育林で使用した場合はどうなのでしょう?これらの規制要因は、薬害の試験成績の有無が重要な判断基準かと考え ます。 本来、残留農薬が基準値を超えないことを目的とした基準の考え 方と理解していますが、上記の場 合が罰則と解釈されるような、 使 用基準の考え方の記載では問題が あると考えます。 使用基準の考え方(3)使用時期以外の使用時期に使用しないに とには、これらについての除外項 目を設けるべきです。 96.農薬として登録を受けた農薬を 農薬は、登録時に定められた使用方法どおりに使用するこ 農薬以外の目的で使用してはなら とが基本であり、 ラベルに記載された使用方法を遵守するよ う農薬使用者に対し指導してまいります。 ないことを明記するべき。 97.農薬を目的外使用をしてはなら ないこととしてはどうでしょうか。 98.食用、非食用作物に拘わらず 農薬の使用基準では、農薬のラベルに記載されている事項 を守って使用することが原則です。 すべての作物について、農薬登録 ご記号については良の女全の観点からも重要ですので、 ご意見の(1)から(4)については罰則を伴う規定としております。使用方法については、使用量や使用回数と連動した問題です。 時に定められた (1) 適用農作物等に含まれない農 作物等に使用しないこと (2) 単位面積当たりの使用量の最高限度を超えて又は希釈倍数の最低限度未満の希釈倍数で使用 残留農薬による人畜被害防止の観点から使用基準を なお. 義務化したことから適用病害虫及び非食用作物については、 義務化した使用基準に盛り込んでおりません。さらに、ラベ しないこと (3) 使用時期以外の時期に使用し ルに記載された病害虫だけが作物に生息しているとは限らな ないこと いことにも考慮が必要です。 (4) 総使用回数を超えて使用しな いこと (5) 使用方法以外の方法で使用し ないこと (6) 適用病害虫等以外の病害虫等 に使用しないこと について、遵守を義務とする。 通常登録に際して、病害虫が大発生した場合も想定して使 用回数を設定しております。それでも足りない場合は、他の 農薬の使用で対応できると考えます。 99.予想外に病害虫が発生し規定さ れた使用回数では問題が生じた場合の対策はどうなるのでしょうか。 登録された農薬の使用方法を遵守していただければ、 100.規定濃度、回数を守れば作物 農薬基準又は登録保留基準で規定された残留農薬量を超える 中に残留しないのか。 ことはないと考えます。 農薬の使用回数は、有効成分ごとに規定されております。 表示されている農薬の総使用回数を守って使用されれば基準 101.複数の薬品を使用した場合の 残留は問題ないのでしょうか。 値を超えることはないと考えます。 102.容器に表示されている具体的 ラベルに表示されている使用方法を守って使用していただ くことが原則ですが、残留農薬による人畜被害防止のため、 な使用上の注意は遵守義務とする 表示の中で特に重要な部分を遵守義務としました。 こと。 103.農薬の安全かつ適正な使用を 農薬の使用者には、散布業者も含まれることになります。 確保するため、農薬散布業者が遵 守すべき基準を整備すること。

104.農薬登録有効期間中に、登内容が変更になった場合には、 短 期間にすべての農薬使用者に変更 内容を周知することは現実的にみ て不可能ではないでしょうか。

変更登録に際しては、インターネットや各販売店への登録 変更一覧の配布を通じて広くお知らせします。

105.除草剤適用場所の定義を明確 にしてほしい。

水田でトマトを雨よけ栽培している場合、適用場所が水田畦畔となっている除草剤は使えるのか。 ハウス間の通路は農道の指定がな いと散布できないのか。

トマトほ場とはどこまでをいうの

か。 適用場所に休耕田がないと、耕 たる地に数在できないのか。

作放棄地に散布できないのか。 休耕田の登録がある場合、休耕 している畑では使用できないのか。 転作中の水田の畦畔は畑地の畦 畔とみなすのか

作付け前や播種前・刈り取り後 の指摘がない限り、適用作物の栽 培前後には散布できないのか。

ドリフトしないノズルを使用すればほ場内で非農耕地専用除草剤を使用しても問題ないのではない

トマトの栽培・管理に使用する農薬は、トマトに登録のある農薬だけです。 水田畦畔となっている除草剤は使用できません。

トマトに農薬が飛散・流入する範囲はほ場と考えるべきで す。

休耕田には原則として休耕田に登録のある除草剤を使用す る必要があります。

使用しても問題ありません。

ご指摘の場所は栽培されている農作物に飛散が想定される 場所であれば、栽培されている作物に登録のある農薬を使用 ることが必要となります。 植付け前や播種前・刈取り前の使用については、そのよう

な使用についての登録がある農薬を使用することが必要とな ります

非農耕地専用除草剤は、登録農薬と異なり、国による薬効 薬害、毒性、残留性(作物残留、土壌残留)等に関する検査が行われていないため、安全性等が確認されておりません。 したがって、そのような除草剤をほ場で使用すべきではあり ません。

106.登録農薬の目的外使用は禁止 非農耕地剤の使用については 使用自粛を求める。

107.ラベルに非農耕地適用記載の ある農薬以外を非農耕地で使用し てはならないとすべき。

登録農薬を決められた使用方法で使うことは基本的なこと です。非農耕地用除草剤を農作物の栽培・管理に使用するこ とは農薬取締法違反となります。

畦畔、提とう等農耕地周辺で使用されるおそれのある除草剤については、農薬登録の申請を受け付け登録をしています。しかしながら、全く農作物等の栽培・管理と無関係な場所で使用される薬剤については、農薬取締法の農薬に該当しないことから102世紀では、表面及び製物取締法、化学物質審査規制 法)により規制されることになります。

108.農地の周囲の土手やあぜ、石垣は畦畔になるのだろうか?それ とも非農耕地となるのだろうか?

農地と周囲との境界部分で使用する農薬は作物に飛散することを考え、当該作物に登録のある農薬の使用が必要であり、 非農耕地と考えるべきではありません。

<有効期限切れ農薬・回収>

109.有効期限を超えた農薬は て回収し分解を義務にしてくださ l1.

110.残った農薬を回収して分解し てください。

111.期限切れの農薬を使用しない 努力規定がありますが、これをより厳しくしていただき、さらに、 期限切れの農薬に加え、残ったり 期限切れの農薬に加え、残ったり 使用していない農薬も速やかに適 正な回収に出すことを義務付ける べきではないでしょうか。

112.不要になった農薬・有効期限 の切れた農薬・在庫として使われ ないままの農薬は、製造者が回収 して化学的に処理をするシステム を作ることが必要と考えます。

|113.有効期限を過ぎた農薬は、使|

購入された農薬の廃棄は、農薬の所有者の責任で廃棄していただくことになります。

用禁止にすべき。 購入された農薬の廃棄は、農薬の所有者の責任で廃棄していただくことになります。関係法を遵守して安全に廃棄するよう指導をしているところです。 114.安全な廃棄処理を義務付ける こと、販売者の引き取り義務など が必要。 <誤使用> 115.誤使用した場合は、作物の出荷前に残留分析後問題がなければ、 誤使用がされないように周知に努めてまいります。 出荷可能などの対応をするべきだと思うし、このような場合の農薬 使用者の罰則も対象外としてほし いと考えます。 116.勘違い、無意識の判断ミスに 無意識であっても、違反には罰則が適用されます。 農薬使用者に対して、このような法改正の趣旨の徹底と記帳 を含めた指導を行い、その後、都道府県や国の機関で使用実 よる農薬の使用に対して、農薬使 用者の責任はどうなるのか。使用 基準が守られているか否かは誰が 調べるのか。その方法を国は考え 態の調査や立入検査を行って点検が行われます。 ているのかいないのか。 <記帳> 117.生産者の責任において行う防 ご指摘のとおり農薬が適正に使用されているか確認する上 除管理システム(管理者の設定・ 管理規定の設定・記録の整備・評 で記帳の記載は有効な手段であると考えており、的確に帳簿 記載がなされるよう推進していきたいと考えております。 農薬使用者が大規模農家から家庭菜園まで、多岐にわたっていることから、直ちに帳簿への記載義務付けを導入することは困難と考えます。 価)を提示し、生産物出荷の場合、 記帳を義務付けすべき。 118.法の帳簿の条項に遵守義務と して帳簿への記載を追加する。 119.帳簿に記載することは、「2 罰 則を科す基準」に入れるべき。 120.帳簿には、使用量と希釈倍数 両方を記載すべき。 農薬使用基準でいうところの使用量は散布液量ではなく、 粉剤等の固体の農薬の使用量を念頭においています。 液体で散布する場合の散布液量は、作物の大きさによって 異なることから希釈倍数が重要となります。農薬のラベルに も使用量若しくは希釈倍数が記載されており、いずれかを記 帳することで十分と考えます。 農林水産省ホームページに「農薬コーナー」(http://www.maff.go.jp/nouyaku/)を設けて、失効農薬や残留農薬基準に関しても情報提供を行っています。農薬の毒性情報については、農薬製造メーカーに対し学会や雑誌で概要を公表するよう指導してきているところであり、この公表された情報をさらに広く利用ができるように、現在、農林水産省において準備しているところです <農薬使用者への指導・啓発> 121.農薬の不使用や適正使用の動 機付けになるよう、失効農薬、農薬の毒性、残留基準などに関する 情報の周知が罰則強化より重要。 において準備しているところです。 農薬使用者について、その規模や目的が様々であり、一律に免許制度を課すのは適切ではないと考えています。 今回の法改正で、農薬使用基準が規定され、農薬の適正使用がこれまで以上に重要となりますので、農薬の使用者に対して農薬に関する様々なアドバイスをする指導者として、農協の営農指導員などを「農薬を保持してまいます。 122.くん蒸業者、航空機による散布、ゴルフ場に関する項目を削除し、農薬取締法を改定し農薬使用者について発許・許可制度とする べきではないでしょうか。 育成し、農薬使用者への指導を徹底してまいります。 123.農薬使用者、委託者は、 (1) まずは農薬使用者と近隣住民との間で話し合いが重要と考えますが、告知の必要性については、指導通知や農薬危害防止運動等啓発活動を通じて農薬使用者に働きかけてまい (1)住宅用の土地及び近接する土 地、不特定多数の人が出入りする 場所において使用する場合は、広 報、掲示等で公表し立入制限、 飛 ります。 散防止の措置を講ずる 周囲のほ場への農薬の飛散は好ましいことではなく、 (2)対象外作物への飛散防止の措 飛散の防止を指導してまいります。 (3、4) 水田からの農薬の流出防止を行うための止水管理、 土壌からの揮散を防止する被覆については、指導を徹底して 置を講ずる、 (3)止水を要する農薬の流出を防止する措置を講ずる、 まいります (4)被覆を要する農薬を使用した (5)散布機械・器具を点検、整備することは重要なことであ 土壌から揮散を防止する措置を講 り、指導の徹底を図ってまいります。

ずる、 (5)散布機械・器具を点検し整備 しておく、 ことについて実施せねばならない こととしていただきたい。	
124.多種類の農薬を個別に順次使用することを規制することとしてはどうか。	病害虫に対する抵抗性の発現を防ぐ意味からも多種の性質 の異なる農薬をローテーション使用することは、望ましいこ とと考えております。
125.農薬の混合は、容器にその可否を記載し自家混合は禁止することとしてはどうか。	農薬を混合した場合の効果・薬害・作業者の安全性が把握されていないことから、製剤となっている混合剤を使用するよう指導してまいります。
	農薬の混用は省力化の面で有利であっても、効果・薬害・ 作業者の安全性が把握されておりません。製剤となっている 混合剤を使用するよう指導してまいります。
127.病害虫の発生状況を調査の上、 農薬を使用することとしてはどう か。	農薬の使用は、発生予察情報等を基に指導されております。
許可証)を義務化するべき。(免	今般、農薬の使用規制を大幅に強化したところであり、当面、改正農薬取締法の適正な施行に努めてまいります。農薬の使用に伴う安全・安心を確保するにはどうしたらよいか、引き続き検討してまいります。農薬の使用を免許制にすることについては、農薬使用者が大規模農家から家庭菜園まで、多岐にわたっていることから、直ちに導入することは困難と考えます。
129.農家の農薬に関する知識が少ない現状にあり、農薬使用者に対して、農薬や防除、病害虫に関しての教育・訓練を推進すべき。	農薬使用者の農薬に関する知識や技能については、都道府県の病害虫防除所職員・改良普及員や、農協の営農指導員などによる指導を通じてその向上を図ってきているところです。今回の法改正で、農薬使用基準が規定され、農薬の適正使用がこれまで以上に重要となりますので、農薬使用者に対して農薬に関する様々なアドバイスをする指導者として、農協の営農指導員などを「農薬適正使用アドバイザー」として育成していく考えです。
130.防除基準、防除歴に省令違反がないようチェック体制を確立する。	防除基準について、都道府県と連携して省令違反がないようチェックに努めてまいります。
フレット等の作成を行政機関としてお考えいただいているでしょうか。	農業者の使用者に対し、あらゆる手段を用いて今回の法改正に関する情報を伝えていくこととしています。この一つ」として、農林水産省が監修した「農薬取締法改正を解説する農家向けのタブロイド版をおう農薬取締法改正を解説する農家向けのタブロイド版を移道府県、農業団体の協力を得て約370万部(全農家とおる数)作成し、農家や関係機関へ配布されているところです。また、農水省のホームページに「農薬コーナー、市町村の広報誌にこの法改正について掲載していただくよう、参考となる文案を掲載しているところです。
132.農薬に関する知識を習得することと表示ラベルに記載されている事項を遵守することが重要ではないでしょうか。	ご意見のとおりであると考えます。今後とも使用者に対する普及教育に努めてまいります。
│ていない。取扱いの誤りや健康被│	今回、使用農薬及び使用方法に罰則を設けたことをすべての農薬使用者に周知させるため、各自治体や関係団体に対し、 広報誌や機関誌に関係記事の掲載をお願いしているほか、農家向けに新たなルールをわかりやすく解説したタブロイド版の説明書を配布しているところであり、このような取組も含め取扱いの誤りや健康被害が生じないよう、農薬の適正使用に係る使用指導を徹底することが重要であると考えております。
134. 農薬使用者は、購入時に氏名 等を記帳した上で、使用法の指導	農薬は一般家庭のガーデニングでも使用されるなど多岐に わたっており、農薬の販売時に全て記帳させることは現実的

でないと考えますが、水質汚濁性農薬や毒劇物に該当する農薬については、法律で販売者に購入者を記帳することを義務付けています。なお、例えば、都道府県において販売店に農薬の取扱いに関する研修を終了した農薬指導管理士(都道府県の認な投資がある。 を行うべきである。 適切な指導が行えるよう、国としても必要な支援、指導を行 っていきます。 府県において販売店に農薬の取扱いに関する研修を終了した 農薬管理指導士(都道府県の認定)を置く施策を推進しており、販売時に購入者への適切な指導が行えるよう国としても 支援してまいります。また、非農耕地用除草剤の不適正な販売が行われないよう指導を行っているところです。 作物残留の基準値を超えることのない使用方法の遵守義務、 農薬の飛散防止措置、水田からの流出防止措置、土壌くん蒸 の揮散防止措置の努力規定を農薬使用基準として定めること 136.農薬使用者の責務として、人 畜の被害に至る前に汚染、被害、 水質汚濁の段階でそれを避ける責 務を課すべきである。 にしました。 また、食用作物のみならず、農薬を使用する場合は、原則として農薬登録を受けた農薬以外の使用を禁止し、これに違 137.農薬は食物だけでなく、大気や土壌から呼吸や皮膚浸透により体内に取り込まれるので、食物以外に散布するだけでなく、あらゆる場において、農薬に対する規制を行うべきである。 反した場合は罰則がかかる旨の規制強化を行ったところです。 <ラベル表示> 138.農薬のラベルの字は小さすぎ できるだけ大きく、わかりやすい表示となるよう、製造者 て判読できない。製造者の表示努力を行政が指導すべきではないか。 ・輸入者を指導してまいります。 農薬の製品表示と使用注意書き は誰がみても理解できるものとす べきである。 139.農薬の説明書を見やすくして ほしい。 140.ラベルに使用上の注意、毒劇 農薬については、添付されるMS DSの諸注意を守ることを省令で 義務付ける等、ラベル表示につい て内容を充鉄、なずに ラベルには、農薬を使用する際の諸注意を記載しているところですが、改善すべき点は検討してまいります。 また、同一製剤については、ラベル表示の統一を指導しているところです。 ベル表示の統一をすべき。 141.農薬は使用方法を守っても作 農薬は登録時に残留性や毒性について試験を義務付け、作 物残留に係る基準に照らして検査を行っており、使用方法を 物に残留することはないのか。 守れば安全性上問題はありません。 142.同じ成分の農薬をそれぞれの 農薬のラベルには同じ成分の農薬を使用する場合の合計の 使用回数についても記載されており、それを守る必要があり 使用回数の中で複数使用した場合 ます。 安全に問題はないか。同じ成分の 農薬については、使用者にわかり やすくするため、同じ商品名にす 同一性分の農薬が複数のメーカーにより製造されている場 、同一商品名とすることは困難ですが、ラベルには成分名 べきではないか。 を表示することを義務付けているところです。 <防除業者> 改正農薬取締法では、防除業者を含めたすべての農薬使用 者に農薬使用基準の遵守が課せられ、規制が強化されたこと、 143.防除業者の届出制度が廃止さ れたが、これについては、従来通 り、届出制度を堅持するべきでは また、「使用」、「製造」、「販売」のすべてについて個人単位 ないでしょうか。 の行為も規制の対象に取り込み「業」の概念を廃止したこと から、防除業者の届出制度を廃止したところです。 なお、農薬散布に伴う周辺への影響について特に配慮が必要なゴルフ場における農薬使用者や航空散布を行う者及びくん蒸を行う者については、農薬使用計画書の提出を義務付け、 指導の徹底を図っていきたいと考えております。

144.一般住宅地等での農作物に当 てはまらない植栽に対する過剰な 散布や安全使用基準に反した用法 用量での散布が目に付くのでしっ かり指導するべき。

安全使用基準とは、従来の「農薬安全使用基準」と思われ すが、当基準は、植栽の適用等については記載しておりま ますが、当基準は、植栽の適用等については記載しておりません。改正農薬取締法による農薬使用基準では、住宅地等での農薬散布は飛散しないような措置を努力規定として設けた ほか、ラベルに表示された使用方法を守るよう指導していく

145.防除業者に高度の知識及び駆 除作業実施基準を求めること。

改正農薬取締法では、農薬使用者に防除業者を含めて、 薬使用基準の遵守が課せられます。

また、周辺への影響について特に配慮が必要なゴルフ場における農薬使用者、航空散布を行う者及びくん蒸を行う者に ついては、農薬使用計画書の提出を義務付けました。農薬使 用者への研修や情報提供を行ってまいります

なお、農薬の成分には、毒物、劇物に相当する成分が入っ ているため、毒物劇物取扱者の資格を取得することは望まし いと考えます。

146.防除業者の届出及び監督が行 われなくなり、「農薬使用者」という言葉で一くくりにされてしまうことは、農薬の使用を更に野放しにするようなことだと考えます。

改正農薬取締法では、防除業者も他の農薬使用者と同様に、無登録農薬の使用禁止、農薬使用基準の遵守義務が課せられ、 従来以上に規制が強化されています。 なお、農薬散布に伴う周辺への影響について特に配慮が必要なゴルフ場における農薬使用者や航空散布を行う者及びく ん蒸を行う者については、農薬使用計画書の提出を義務付けることにしております。

147.防除業者の届出が廃止される 誰が防除業者を指導するので 農薬に対する指示指導が、すばや そして確実にできるのでしょ 各都道府県での防除業者と の問題に対応する窓口をはっきり させるためにも、届出制度は必要 だと思います。

防除業者の届出が廃止されても防除業者は農薬使用者とし て農薬使用者として規制されるので、都道府県での防除業者の対応窓口は農薬取締法担当部局になります。また、街路樹、 学校、公園などの公共的な場で農薬散布する防除業者に業務 を委託する行政機関、教育機関を通じて指導を徹底してまい ります。

るらに、農薬散布に伴う周辺への影響について特に配慮が必要なゴルフ場における農薬使用者、航空散布を行う者及び くん蒸を行う者については、農薬使用計画書の提出を義務づ け、指導の徹底を図っていきたいと考えております。

148.農薬取扱業者の届出が不要に なっている部分があり、安易な散 布作業が拡大されると予想できる 安易な散 のでしっかり規制するべき。

改正農薬取締法では、防除業者も他の農薬使用者と同様に 無登録農薬の使用禁止、農薬使用基準の遵守義務が課せられ、 従来以上に規制が強化されてます。

なお、農薬散布に伴う周辺への影響について特に配慮が必要なゴルフ場における農薬使用者や航空散布を行う者及びくん蒸を行う者については、農薬使用計画書の提出を義務付け、指導の徹底を図っていきたいと考えております。

149.今回の改正により防除業者の 届出、及びそれに対する指導が廃 止となっていますが、環境汚染物 質であり、健康被害の発生が予測 される農薬使用を、少なくとも業 として行う使用者の届出を廃止す とは、 予防原則に則った環境 先進国の政策とは異なるものであ り、時代に逆行する判断だと考え ます。

改正農薬取締法では、「使用」、「製造」、「販売」のすべて について個人単位の行為も規制の対象に取り込み「業」の概 念を廃止したことから、防除業者の届出制度を廃止したところです。しかし、防除業者も他の農薬使用者と同様に無登録農薬の使用禁止、農薬使用基準の遵守義務が課せられ、従来 農薬の使用禁止、農薬使用基準の遵守義務が課せられ、従う以上に規制が強化されています。 生活環境中での農薬使用は特に注意が必要であることから

今回飛散防止措置を求めることとしましたが、過度に農薬に 依存しない防除法の実施も含め、指導通知や農薬危害防止運 動で指導してまいります。

150.なぜ、防除業者の定義がなされないのか、まず、国民にご説明 願いたい。

151.法第11条にあった防除業者 の定義と、防除業者の届け出義務、 防除業者に対する監督の規定がな くなっています。

すべての農薬 改正農薬取締法では、防除業者のみならず 使用者に農薬使用基準の遵守が課せられ、規制が強化されたこと、また、「使用」、「製造」、「販売」のすべてについて個人単位の行為も規制の対象に取り込み「業」の概念を廃止し たことから、防除業者の届出制度を廃止したところです。こ のように防除業者は、農薬使用者に含めて扱うこととなりま したので、特に定義規定をおく必要がなくなりました。

152. 防除業者は化学専門の資格免 許を取り、届け出をして営業して ほしい。

改正農薬取締法では、「使用」、「製造」、「販売」のすべてについて個人単位の行為も規制の対象に取り込み「業」の概念を廃止したことから、防除業者の届出制度を廃止したところです。しかし、防除業者も他の農薬使用者と同様に無登録

農薬の使用禁止、農薬使用基準の遵守義務が課せられ、従来 以上に規制が強化されています。

なお、農薬使用者への研修や情報提供を行ってまいります。 また、農薬の成分には、毒物、劇物に相当する成分が入っているため、毒物劇物取扱者の資格を取得することは望まし いと考えます。

153.くん蒸業者、ゴルフ場での農薬使用者、委託者は、使用計画を 提出することとしてはどうか。

くん蒸業者、ゴルフ場での農薬使用者については、使用計 画書の提出を義務付けることとしていますが、委託者につい ては、使用者を通じて協力をお願いしてまいります。

<農薬情報、告知>

154.農薬登録について詳細な情報 を可及的速やかに提供するべき。 また、インターネット以外での 広報も必須ではないか。

155.国は農薬の情報を、登録と同時に全国的規模で、関係機関に十分周知させる義務をおっている。 国の責任で登録農薬の流通を監視 すべきです。

156.農薬の毒性情報を企業秘密と して提出しない企業には、相応の 罰則で対応し、農薬の登録そのも のを拒否するシステムを作るべき である。

157.農薬の毒性について情報開示 すべき。

158.使用前後、近隣住民に対して 立て看板による文書告知の義務を 負わせ、それをせずに農薬を使用 した時は罰せられるよう罰則規定 を設けること。

159.広範囲に薬剤を散布するにあたって、住民にアレルギー及び過敏症を持つ者がいると予測して、散布日時の製売が、薬剤を発見して、 などの情報開示などを行うよう規 定を設けること。

160.現場では、街路、公園、学校、保育園での農薬の使用を厳しく規制しており、使用に際しても最小限、部分的に使用することとし、告知も行っているところもあるが、今回の法改正はこうした取組を推進するものでなく、規制が不十分ではないか。 今回の使用基準では、農薬使用者の責務として、人畜に危険を及ぼさないようにすることを設けており、特に重要なものとして、住宅地周辺での散布について飛散防止措置を講じるよう努力規定を設けています。 街路樹、公園などへの農薬散布については、農薬の適切なり回の法改正はこうした取組を推使用の確保に加え、過度に農薬に頼らない防除が重要と考えてはないか。

161.農薬の製造者や販売者へ、農 薬に関する毒性、希釈倍数等を使用者へ周知することを義務付ける こと。

農林水産省のホームページの中に「農薬コーナー」 (http://www.maff.go.jp/nouyaku/)を設けて、その中で、適用 作物、使用方法などがわかる登録情報や適用拡大、変更をお

知らせする登録速報を3月6日に開設しました。 また、「農薬登録変更一覧」(約15000部)という冊子を作成し販売店に配布して、農薬の購入者への情報提供を徹底さ

成し販売店に配布して、展案の購入日、公園ではたい、これです。 せることとしています。 さらに、今回の法改正については、各地での説明会の開催、 農家向けの専門紙などを通じて広報しているほか、一般国民 への周知を図るため、各自治体及び関係団体に対し、広報誌 や機関誌への記事の掲載をお願いしています。

農薬の毒性情報は、登録申請時に提出が義務付けられており、提出しない申請者は登録されないこととなります。なお、毒性情報については、企業が経費を負担して試験した成果であり、企業の財産であることがら、開来を強制することがより、企業の財産であることがら、関係を強制することがより、 きません。従って、企業自らがその概要を学会や雑誌で公表 するよう指導しているところです。

この公表された情報をさらに広く利用できるように、現在 準備しているところです。

市街化が進みつつある混住地域などにおいて、農薬使用者と近隣住民との間で農薬使用に関する話し合いが必要な場合 も考えられ、農薬危害防止運動等各発活動を通じて農薬使用者に働きかけてまいります。

しかし、義務規定の考え方は、1.で申し上げたとおりであり、例えば、一般家庭で少量の農薬を使用する場合にまで告 知義務を負わせるのは適切でないと考えています。

登録取得者に対して、農薬の毒性に関する情報を公開するよう指導しているところです。また、農薬の製造者、輸入者に対し、製造し加工し又は輸入した農薬を販売するときは、容器に希釈倍数等使用方法などの真実な表示をするよう農薬 取締法により義務付けているところです。 使用者に対しては、農薬を使用する際はラベルの表示事項

を遵守するよう、指導通知や農薬危害防止運動等啓発活動を 通じて周知徹底してまいりたいと考えています。

使用を広報等で公表することとし

162.くん蒸業者、ゴルフ場、無人 ヘリ、大型散布機、スプリンクラ 一による農薬を使用する際の周辺住民への情報提供は必要なことと 考えています。具体的には、指導通知や農薬危害防止運動等 一による農薬を利者はあらかじめ 啓発活動を通じて農薬使用者に働きかけてまいります。

てはどうか。 163.農薬を多量に使う時や公共の 場で使用する時はできるだけ早く 知らせてほしい。

164.生活環境汚染防止のため住宅 地周辺での農薬散布については、 住民との話し合いを義務付け、住民への散布告知などのガイドラインを作り、省令化する。生活環境で使用できる農薬の種類を規制する。 使用できなくする。農薬に過敏な 人に対する保護措置を講じるべき。

農薬を使用する際の周辺住民への周知は必要なことと考え 指導通知や農薬危害防止運動等啓発活動を通じて農薬使 |用者に働きかけてまいります。

民への散布告知などのガイドライ また、農薬使用基準に住宅地周辺での飛散防止措置を講じ ンを作り、省令化する。生活環境 るよう努力規定を設けたところであり、使用者への指導を行 で使用できる農薬の種類を規制す ってまいります。その際、生活環境では過度に農薬に頼らな る。景観保持を目的とした農薬は い防除を行いことが必要と考えていますが、一般家庭で少量 の農薬を使用する場合にまで告知義務を負わせるのは、適切 でないと考えています。

なお、農薬も含め、いわゆる化学物質過敏症について、今 後知見の集積に努めることが必要と考えております。

<航空機を利用した農薬使用> 165.農薬の空中散布においては、 農薬の飛散を防止する措置を、努 力義務ではなく遵守規定とすべき である。

農薬の空中散布については、農林水産省事務次官依命通知 (「農林水産航空事業の実施について」)及び農林水産省生産 局長通知(「農林水産航空事業をガイドライン」)により指 導してきたところであり、飛散防止に向けて引き続き適切な 指導に努めて参ります。

166.空散を努力義務ではなく遵守 義務とすること。

指導に劣めで多ります。 なお、今般の遵守義務は、今回の法改正の契機が、無登録 農薬の販売、使用等により国民の「食」に対する信頼を大き く損ねたことであることから、残留農薬による人畜被害防止 のため、食用作物及び飼料作物について、登録時に定められ た適用作物、使用時期、総使用回数等の遵守義務違反に罰則 を適用することとしたものです。

167.農薬の飛散防止をするための 必要な措置は防除業者のみでなく、 防除を委託した者にも責務がある。 また、その分担を明確化すべきで

実際に農薬を使用する者を規制の対象としていることから 防除を委託した者の規制については明記されておりません。 しかし、防除を受委託する際の契約書等に各々の役割を明記 されることから責任を共有するとともに分担を明確化できる ものと考えております。

168.航空機を用いた農薬散布に温 度制限、季節制限がないため、揮 発性が考慮されていない。「区域 外飛散を防止する様努める」だけ では事故防止は困難である。

農薬の空中散布については、農林水産省事務次官依命通知 (「農林水産航空事業の実施について」)及び農林水産省生産 局長通知 (「農林水産航空事業実施ガイドライン」) により危 害防止に向けた指導を行ってきたところであり、引き続き適 切な指導に努めてまいります。

169.航空機にラジコンヘリ(以下無人ヘリという。) は含まれるのか。無人ヘリセも有人ヘリと大差な いのではないか。

無人へりは航空機に該当しないことから、航空機を利用して農薬を使用する者にかかる義務規定の対象に含まれておりません。また、無人へりは飛行高度が低く、飛散が小さいといった点で有人ヘリとは異なります。

なお、無人へりについても、農林水産省生産局長通知 (「無人へリコプター利用技術指導指針」) により指導を行ってき たところであり、引き続き適切な指導に努めてまいります。

170.住宅と農業地の混住地においては有人、無人に拘わらず、航空機利用は禁止すべきである。

航空機を利用した防除の便益も踏まえれば、航空機利用を禁止するのではなく、農林水産省生産局長通知(「農林水産航空事業実施ガイドライン」)において、住宅地の混在等周辺環境等では大阪に対した散布区域を検討するようにある。 くこと等、無人へりを含めて農薬の飛散防止が図られるよう 引き続き適切な指導に努めていくことで対応していきたいと

171.飛散防止のために一定の緩衝 地帯を設ける。

考えております。 一農林水産省生産局長通知(「農林水産航空事業実施ガイドライン」)において、有機ほ場との間には適切な間隔をとる等必要な措置を講じるよう指導してきたところであり、飛散防止に向けて引き続き適切な指導に努めてまいります。

172.JAS法によって認定された または認定を受けようとする有機 農業実践ほ場に対しては特に配慮 すること。

173.航空防除については、散布前 に地域住民に周知徹底すること、 散布区域の縄囲いを要件とするこ

と。 空中散布実施者に一定の資格要 件を検討すること。

農林水産省事務次官依命通知 (「農林水産航空事業の実施 について」)及び農林水産省生産局長通知(「農林水産航空事業実施ガイドライン」)において、地域住民へ周知するとともに、監視員等の適正な配置により立入防止を図る等の措置 を講じるよう指導しており、引き続き適切な指導に努めてま いります。 また、空中散布実施者に対しては、航空機操縦技術等に関

	して定期的に研修を実施し、安全な空中散布の実施に努めて おります。
く 農薬の必要性・安全性> 174.農薬を使用して作物を作れば生産性は低下で作物を作れば生産性は低下するないがある。コステーでで現立を消費ができません。コステーでは、175.無登録とが生産にはないが、という、表では、175.無登録とは、175.無登録とは、175.無登録とは、175.無登録とは、175.無登録とは、175.無登録とは、175.無登録とは、175.無登録という、表では、175.無登録と、175.無登録と、175.未述を、	食料・農業・農村基本法において、農業の自然循環機能が 維持増進されることにより、その持続的発展が図られなけれ ばならない理念を位置付けるとともに、農薬の適正な使用の 確保に必要な施策を講ずることが位置付けられております。 これを踏まえ、土づくりや化学農薬の低減に取り組む農業 を支援しており、今後ともこれら施策の円滑な実施を通じ、 環境保全型農業を推進していく考えです。できるように、 環境は、農薬を使用する際に安全に使用ができるように、 の規制を行っております。
176.化学農薬は使用方法を遵守すれば安全であることをもっと広報すべき。	ご指摘の通り、広報に努めてまいります。なお、農林水産 省 ホ ー ム ペ ー ジ の 農 薬 コ ー ナ ー (<u>http://www.maff.go.jp/nouyaku/)</u> の「農薬の基礎知識」もご 覧いただければ幸いです。
177.農薬に限らず、農耕地に散布される肥料や栄養剤も、その安全性について同じレベルで評価されるべき。農薬だけが最高の安全性評価を義務付けるのはおかしい。	肥料は、植物の生育に必須の栄養として取り込まれる物質であるため、農薬と同レベルの安全性評価を行ってこなかったものですが、食の安全性を確保する観点から、肥料取締法についても、人畜に被害を生じるおそれがある特定の肥料について登録に当たって施用方法等の審査を行う等を内容とする改正法を今国会に提出しているところです。
< その他> 178. パブリックコメント実施期間が短く、募集が周知されていない。また、意見募集後、施行までの期間も短いので、十分な期間を定めるべき。	今回のパブリックコメントにつきましては、他のパブリックコメント同様に記者発表により実施したところですが、無登録農薬問題に迅速に対応するため、法改正から3ヶ月で施行する必要があり、2週間程度のご意見募集期間を設定しました。
179.作物残留性農薬及び土壌残留性農薬の使用規制を維持すべき。	今回の法改正により従来の作物残留性農薬又は土壌残留性 農薬に該当する農薬も含めた全ての農薬に使用者が遵守しな ければならない基準を定めることとされたため、条文を削除 したものであり、使用規制を廃止したわけではありません。 なお、これまで作物残留性農薬及び土壌残留性農薬に指定 されていた農薬は、全て販売禁止にし、使用禁止としたとこ ろです。
180.輸入国の要求により農薬を使用する場合であっても、日本の使用基準内の使用量で使用することが望ましい。	我が国の使用基準内の使用量で使用することを基本としています。現在、輸入国から、我が国の使用基準を超える使用量の要求の事例もありませんし、もしあった場合でも、輸入国と協議し、我が国の基準内の使用量となるよう、協議することとしています。しかしながら、輸入国側の輸入検疫条件として我が国の使用基準を超えた農薬使用が不可欠とされた場合、輸出できなくなるおそれが考えられることから、除外規定を設けたものです。
181.不要な農薬は、登録から外していくこと。	農薬の登録は3年間であり、再登録の際は農薬メーカーの申請が必要です。売れなくなった農薬など不要な農薬は再登録がなされないと考えており、自然と淘汰されていくものと考えます。
182.国は、農薬に対する最終責任 を負うこと。	農薬を製造、輸入、加工する場合は登録が必要です。登録に当たって国は、登録申請者に対し主要諸外国と同等の試験成績を要求し、提出された試験成績について専門的な知見を有する学識経験者の判断を踏まえて慎重に検査の上、登録しており責務を全うしていると考えます。
183.試験研究の際は登録が不要とされているが、試験内容をきめておくべきである。	試験研究の内容については、改正農薬取締法の趣旨に即し、 法の施行に当たって農林水産省生産局長が発出する通知で規 定します。

184.農薬使用者の責務について土壌汚染による環境・生態系への影響を考慮すべきである、又生態系への被害防止を謳うべき。	農薬使用者の責務は、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号に規定された、農薬の登録保留要件に基づき記述しており、農薬取締法の目的に鑑みればご指摘の観点も含まれていると考えます。さらに、農薬使用に伴う環境・生態系への影響については、水産動植物の被害に係る農薬登録保留基準を強化することとしており、安全性を確保していく考えです。
185.今回の使用基準では、ビルの ねずみ・ゴキブリ駆除を行う業者 に対して一般使用者と同じ扱いに なっており、不十分。	ビルのねずみ・ゴキブリ等衛生害虫の駆除に用いる薬剤は 薬事法により規制されています。
186.畳に使用する殺ダニ剤等も農薬の使用規制に加えるべきである。	農薬取締法は、農作物を害する病害虫を防除する薬剤を農薬と定義し、規制を行う法律であり、畳の原料となるい草に農薬を使用する場合は規制対象となりますが、ご指摘の場合は農薬の使用に該当しません。なお、衛生害虫駆除に当たる場合は薬事法により規制されております。
187.すべての項に対し、違反した場合、農薬の使用禁止、営業停止等の厳しい処分を行う。 188.罰則を科さないと使用者は使用方法を守らないのではないか。	義務規定については、1.で申し上げたとおりです。 しかし、ラベル表示事項は守ることが原則であり、そのように指導してまいります。
使用上の注意事項にも罰則を科すべきである。 189.一般市民に対し、農薬の安全 情報、データシート等を公開し、	ご指摘のとおり農薬に関するリスクコミュニケーションは 重要であると認識しており、公開に向け検討を進めていると
危険防止に努めるべき。 190.極めて残効性が高いフェニト ロチオンは使用禁止とするべき。	ころです。 フェニトロチオンについては、ご懸念の残留性や海外での知見を含めた多くの毒性に関する試験の結果を評価した上で、安全性を確認し、使用方法を定めた上で、登録をしており、使用禁止にすることは適切でないと考えます。
191.今度の法改正は矛盾点が多く、 施行を凍結(延期)すべきである。	今回の法改正は無登録農薬の全国的な流通・使用が明らかになったことに対し、国産農産物の安全性と信頼の確保を図るために緊急に実施したものですので、施行を凍結することは適切でないと考えます。
192.改正前より規制が緩和されており、法律の施行を凍結すべきである。	これまで農薬の使用に関する規制は一部の指定農薬の使用と防除業者への監督に限られていましたが、今回の改正では、使用者全般に対して 表示のない農薬や販売禁止農薬の使用禁止と、 使用基準の遵守を義務付け、使用について規制を強化したところであり、規制緩和ではありません。無登録農薬問題に迅速に対応するためにも、法律の施行凍結は適切でないと考えます。
き。	食用作物以外に使用される農薬であっても、登録が必要となっています。農薬を販売する際には都道府県知事に届け出ることになっています。
194.法第12条第1項は、農薬使用規制が緩和されたとしか思えない。農薬は毒であり、再規制を望む。	本省令は、農薬使用者すべてに対して適用される規定であり、また違反に対する罰則も強化されているため、ご意見のように規制の緩和には当たらないと考えております。
195.農協や学者だけでなく、現場の生産者の声を聞いてから法律や規制を決めるべき。	現場の生産者の声も踏まえた上で、法律の趣旨に則って、 農業資材審議会及び中央環境審議会の学識経験者の審議を経 て使用基準の策定や特定農薬の指定を行っています。
196.農薬による水・空気・土壌など自然環境汚染防止についても、環境省の登録保留基準を強化し、安全使用基準として省令化して欲しい。	農薬登録に当たっては、農薬取締法第3条に規定された基準に該当する場合は登録を保留することとされており、水産動植物被害防止に係る基準について、生態系保全を視野に入れた評価手法に見直すこととしております。登録保留基準については引き続き知見の集積に努めその充実に取り組むとともに、使用基準についても登録保留基準の担保措置としての効果について検証していく必要があると考えています。

197.農薬の残留量や人畜等への影 農薬の安全性評価に関わる科学的知見につきましては、引響等の調査を積極的に行い、情報 き続きその集積及びリスクコミュニケーションに努め、農薬提供を更に進めてもらいたい。ま、のリスク削減に向け農薬製造者及び農薬使用者の主体的取組 た、これらの結果に応じて業界が を推進していくことは重要であると考えております。 自主的に改善しようとするモチベーションづくりをして欲しい。 農薬であっても「毒物及び劇物取締法」における毒物又は 劇物に該当するものは同法の規制が適用され、販売の際に、 購入者の氏名、住所の記載義務や18才未満の者への販売禁 198.毒物を扱うには特別の許可が必要な農薬を簡単に購入できないようにし、生活環境における農薬も規制する仕組みを農薬取締法で 止などの規制がかけられています。 規定して欲しい。 199.違反農薬使用の責任や監督不 農薬の使用段階における規制では、農薬を使用した者が違 反行為の責任を問われることになり、今回の法改正により罰 則が科せられる規定を盛り込んだところです。 備の責任を厳しい罰則の上、入れ てください。 農薬の販売店については、都道府県において農薬の取扱いに関する研修を終了した農薬管理指導士(都道府県の認定)を設置する施策を推進しており、国としても必要な支援を行 200.農薬を販売しているスーパー やホームセンターへの改善、行政 指導をしてほしい。 ってまいります また、非農耕地専用と称する除草剤が不適正に販売されないよう関係団体に指導を行っているところです。 農業資材審議会農薬分科会第6回の資料において特定農薬 及び農薬使用基準の検討をお願いした委員の氏名等は公表し 201.公の立場で審議に関わる者は、 堂々と氏名、履歴を公表すべき。 ているところです。 202.拙速であり、案としてもっと 昨年、無登録農薬が全国広範に使用されている問題が発生 し、国民の食に対する不信が増大している実態を踏まえ迅速 に対応する必要があることから、臨時国会で農薬取締法の改 正を行い、3月10日から施行することとしました。 詰める部分が多い。一度棚上げして検討し直すことが必要。 今回の法改正により使用規制が強化されたところですが 203.3月10日の施行では、農薬 基本的には登録のある農薬をラベル表示事項を守って使用していただけば罰則の適用になることはありませんので、引き の販売者、生産者が困惑する。改 正法は厳しい罰則を伴うので、時 続き農薬の適正使用につきご配慮をお願いします。 なお、施行後も今回の法改正で措置された施策の効果について検証に努めていきたいと考えております。 間をもって施行して欲しい。 ご意見のとおり、必要最小限の農薬の使用が望ましいこと 204.環境保全型農業を心がけ、農 薬の使用量を減らすべきではない と考えております。 今後とも使用者に対する普及教育に努め てまいります。 でしょうか。 205.農薬という生命の循環を阻害 する物質による地球汚染を少なく する方向性を現代の農薬関係のシ 食料・農業・農村基本法において、農業の自然循環機能が 維持増進されることによりその持続的発展が図らなければな らない旨の理念を位置付けるとともに農薬の適正な使用の確 保に必要な施策を講ずることが位置付けられております。農 林水産省では、食料・農業・農村基本法を踏まえ、土づくり ステムに組み込むべきではないで しょうか。 と化学農薬等の低減に取り組む農業を支援しており、 天敵利 用などによる総合的病害虫管理技術の開発・研究を行っています。農薬取締法は、農薬を使用する際に安全に使用できるように、種々の規制を行っています。 基本的には農薬使用に伴う事故が発生しないよう、農薬を登録時に定められた使用方法にしたがった適正使用の確保が重要と考えていますが、事故が生じた場合には、事故毎に個別に責任の所在を判断することとなると考えられ、あらかじめ基準として定めることはなじまないと考えています。 206.万一事故が起こった際の責任 は、農薬会社に起因するのか、使 用者に起因するのか、明瞭にわか る基準とシステムを作るべきであ の農作物への残留のみならず、使 用者や散布地周辺の住民 今回の法改正は、無登録農薬の流通・使用を防止し、食の 安全確保を迅速に図る観点から行ったものです。 なお、今回、農薬使用者が遵守すべき使用基準を新たに設けたところであり、農薬の適正な使用が行われるように指導 い戻作物への残留のみならず、使用者や散布地周辺の住民、自然及 び生活環境汚染防止をも視野に入 れ、防除業者の許可制度や使用者 の徹底を図ってまいります。 の免許制度を導入した農薬取締法 の抜本改正を行うべきである。 208.自治体毎に省令についての疑 省令についてご質問やご意見があれば、各都道府県の農薬 義や省令違反の相談窓口を作るべ 取締法担当部局にお問い合わせ下さい。

き。	
209.輸入農産物については、残留 農薬基準をクリヤすれば自由に輸 入できるのに、国内の農産物につ いての農薬使用は厳しく規制され ることとなり、不公平である。	残留農薬基準をクリアするため農薬使用基準の遵守は不可欠であり、食の安全確保のため必要な措置であると考えています。登録のない農薬を使用して、万が一にも基準を超える事態が発生した場合には人の健康被害が生じるおそれがあるとともに、産地がダメージを受ける事態は避ける必要があると考えます。また、農薬の使用に当たっては、単に農産物への残留農薬基準をクリアすればよいということだけでなく、生活環境への配慮も重要であり、農薬使用基準の措置を設けたところです。
210.造園樹木や個人邸、私有地での農薬使用も規制の対象か。	造園樹木、個人邸、私有地であっても、人が栽培・管理する植物の病害虫防除は農薬取締法の規制対象です。したがって、無登録農薬の使用は禁止されていますし、ラベル表示事項の遵守に努めていただく必要があると考えます。
211.農薬の使用について規制を強化して欲しい。	今回の法改正により無登録農薬の使用が禁止されたほか、 農薬使用者に対し、農薬使用基準を設け、これに違反して農 薬を使用した場合には罰則を科すといった大幅な規制強化を 行ったところです。また、農薬のラベルに表示された安全性 の確認された使用方法により農薬が適正に使用されるよう指 導に努めてまいります。